

橋南中学校いじめ防止基本方針

1. 目的

この基本方針は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2. 定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

4. 教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

5. 学校におけるいじめの防止

教職員は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

6. いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- (2) 生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項におい

て「相談体制」という。)を整備する。

- (3) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

7. 教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に努める。

8. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

9. いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当者、養護教諭、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成する。また、必要に応じて関係する教職員が参加することとする。
- (3) いじめ防止対策委員会は、毎月定期的に開会する。また、必要に応じて随時開会する。
- (4) いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
 - ② いじめの相談・通報の窓口。
 - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有。
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と対応。
 - ⑤ 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し。

10. いじめに対する措置

- (1) 教職員は、ささいな兆候を把握した場合や生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに、いじめ防止対策委員会へ通報する。
- (2) 前項による通報を受けたときその他生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) 前項による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (4) 前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (5) 教職員が(3)による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

11. 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加える。

12. 重大事態への対処

- (1) 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための組織として「いじめ防止対策委員会」が、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告する。

13. 学校評価

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。